

# 都市整備局における自律改革の取組状況

9月 9日

都市整備局 改革本部

設置

職員からの提案件数 のべ469件

10月14日

都市整備局 改革本部 会議 開催

取組の具体的な進め方を確認

### 【取組を推進する2つの柱】

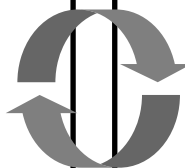
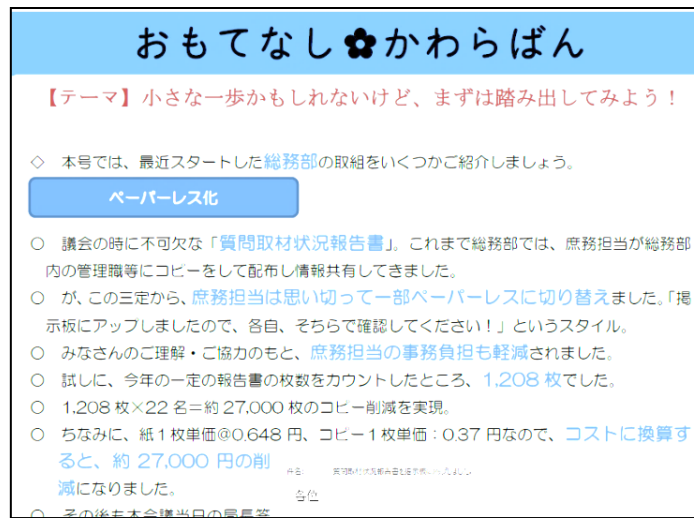
#### ① 取組の“見える化”

ポータルサイトで全職員に情報発信  
⇒ 全員が当事者・全員が参加



#### ② できることから まず始める

局内各部署で主体的に取組中  
⇒ 取組事例を紹介し、横展開・さらに改善



2つの柱を循環させ、不断の改革の風土を醸成 ⇒ 一人ひとりがリーダーシップを！

# 1 わかりやすい都政の実現①

## ■ 積極的な情報提供

➤ 都民がこれまでアクセスしにくかった情報を、積極的に公開・提供

### 【都市整備局事業概要の公開】

◇これまでは、閲覧対応 → 局ホームページに公開

※ 都市整備局情報公開ポータルサイトにも同様に公開

### 【都営住宅工事共通仕様書の公開】

◇これまでは、入札参加者のみに情報提供 → 局ホームページに公開

⇒全ての事業者や都民が常に最新情報を入手可能となり、

事務作業効率の向上・受注意欲の喚起・コスト低減に寄与

### ＜ホームページ掲載画面＞

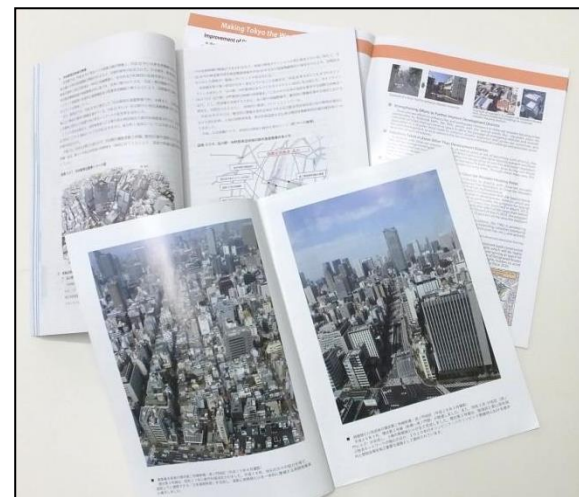
申請様式 ◀ 都営住宅工事共通仕様書

最終更新日

◆ 工事・設計等の委託請負時の書類様式・基準

都営住宅工事共通仕様書		
1	都営住宅建築工事共通仕様書(平成28年10月)	<a href="#">PDF (2.1MB)</a>
2	都営住宅機械設備工事共通仕様書(平成28年10月)	<a href="#">PDF (3.3MB)</a>
3	都営住宅電気設備工事共通仕様書(平成28年10月)	<a href="#">PDF (2.3MB)</a>
4	都営住宅整備工事共通仕様書(平成28年10月)	<a href="#">PDF (1.9MB)</a>
5	都営住宅畳工事共通仕様書(平成28年10月)	<a href="#">PDF (342KB)</a>

## ＜都市整備局事業の概要＞



## ＜共通仕様書(抜粋)＞

表 2.9.1 照明器具の支持方法

照明器具の種類及びワット数(注1)	ネジ・ボルト類		固定個所以上
	種別(注2)	太さφ(mm)以上	
白熱灯 100 W 未満 電球型LED100W相当未満	小ネジ・本ネジ	3.5	
蛍光灯 直管型LED	7.1.2表 用材の適用、樹種など		
白熱灯 電球型LED 蛍光灯 直管型LED 蛍光灯 直管型LED	区分	内容	
上記 (Hf 蛍光)	適用	1 含水率は、構造材・下地材で20%以下、造作材で18%以下とする。 2 普通合板は、12.6.1の1による。 3 難燃合板は、12.6.1の3による。	
	樹種及び品質等	1 板材及び造作材は心去り材とし、化粧材の品質等級は見え掛かり面についてのみ適用する。 2 用材は、ひび割れ、あて、くされ及び丸みのないものとする。 3 桜、杉、松、つが及びひばは外材を使用することができる。 4 堅木と指定してあるものは、けやき、かし、なら、しおじ、にれ、ぶな、たもなどで、「製材の日本農林規格 (JAS)」による広葉樹1等品とする。	

➤上記のほか、開示請求手続で公開している情報(工事設計書における積算単価等)についても、調整中 (HP掲載等)

# 1 わかりやすい都政の実現②

## ■ 局ホームページのリニューアル

### 【コンセプト】

- 使いやすさ(ユーザビリティ)の向上(例)
  - ・デザインビジュアルの改善  
(メニューバーの設置(「分野別で探す」「窓口で探す」等))
  - ・サイトマップの再構築  
(コンテンツメニューをより分かりやすく)
  - ・スマートフォン版の表示

### 【スケジュール】

- ・階層毎の基本デザインの作成・確定(～12月頃)
- ・現行ページを順次更新(12～3月)  
⇒ 年度末に新ホームページ開設

### <検討中のリニューアル画面>



## ■ 附属機関等の情報公開

- 全37機関の議事録の公開状況について、議事録の全文公開を原則として自己点検を実施  
⇒ 可能なもの全てについて、公開情報を拡大

会議の形態	点検前	点検後	件数	備考
公開・一部非公開	議事録 全文公開	全文公開	4	<b>公開情報を拡大</b>
	議事録 要旨公開	<b>全文公開</b>	11	
非公開	議事録 要旨公開	要旨公開	1	<b>公開情報を拡大</b>
	議事録 非公開	<b>議事項目公開</b>	19	
		非公開	2	法令等に基づき非公開

### <審議会の様子>



## 2 都民サービスの向上

■ 執務室移転を契機に、窓口レイアウトを改善し、来庁者の利便性を向上

### 【不動産相談の受付窓口】

BEFORE



これまでは  
立ったまま  
説明・記入



AFTER



これからは  
座って  
説明・記入

ユニバーサル  
デザイン

### 【建築確認等の申請窓口】

BEFORE



これまでは  
記入台は  
3台のみ



AFTER



4台に増設して  
都民の方の  
待ち時間を削減

### 3 より良い仕事を可能とする局運営に向けて

#### ■ タブレットを活用した業務効率化

➤ 資料の持ち出しや、職場への報告の持ち帰りが不要となり、現場で全て完結。

- ・ 建築工事現場への立ち入り、検査・指導業務において、法規集や関連資料一式をデータで持参し参照
- ・ 現地調査において判断に悩んだ際に、カメラ等を活用し、上司に報告・相談を実施



#### ■ その他の取組

項目	取組内容	開始時期(予定)
簡便・迅速な支払方法の導入	・ Jデビットを導入(現金を要しない支払方法)	11月に実施済
レク資料の簡素化	・ 白黒・A4サイズコピーに統一(原則) ・ 資料の綴じ方ルールの見直し(クリップ→ステープラ)	11月に実施済
Outlook機能の利活用の促進	・ スケジュール機能の活用方法等について局内全職員にメールマガジン配信 ・ 局内掲示板も活用して、より便利な操作方法を紹介	10月に実施済
本庁ファイルサーバの統合	・ リース期間が満了となる各部ファイルサーバを、順次、本庁サーバに集約	12月に完了予定
全庁共有ポータルに建築基準法関連ページを新設	・ 建築基準法令の改正等に伴う各種技術的助言等を新たに掲載 → 都市整備局以外の営繕・建物管理部署等と情報共有し、業務に活用	11月に実施済

## 4 ライフ・ワーク・バランスの実現

### ■ 各部署で創意工夫を凝らした取組を主体的に推進中

#### 【マイニチ・ゴゴイチ・ミーティング】

- ・毎日、午後一番に3分間ミーティング
- ・「大丈夫かい？超勤になりそう？」
- ・「午後時間あるから手伝いますよ！」



#### 【管理職ウェルカムボード】

- ・「よし！今なら課長に声掛けても大丈夫そうだな！」
- ・「みんなからのホウ・レン・ソウ待ってます」

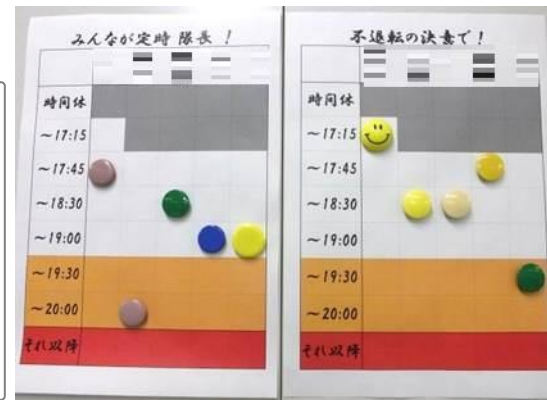
マグネット  
で表示



#### 【みんなが定時“隊長”】

- ・「不退職の決意で、今日はこの時間までに帰ります！」

マグネット  
で表示



## 5 防災対応力の向上

- 熊本地震や鳥取地震の発災など、巨大地震が頻発しており、  
毎年度実施している局防災訓練についても、より実態に即した内容にしていく

#### 【問題意識】

- ◆ 本年4月の熊本地震に際し、都・区市町村職員101名を派遣  
⇒ 現場では、想定外の事態が多く、**臨機応変な対応が必要**
- ◆ 土日や深夜に発災することなども想定  
⇒ **人員が不足する初動期でのシミュレーション**なども必要



来年度に向け、  
より実践的要素を加味した訓練実施を検討

#### [検討例]

- ・状況設定を**ブラインド**にした初動対応
- ・**非常参集者**による情報連絡訓練 など

# 都市整備局における 「政策・施策・事務事業」の自主点検・評価

- 空き家利活用等区市町村支援事業の弾力化
- 新たに定める都市高速道路の計画策定プロセスの構築
- 事前復興の更なる取組
- 建築物の耐震化の推進
- 少子高齢化に対応した都営住宅関連の取組



# 空き家利活用等区市町村支援事業の弾力化

## 事業概要・現状

- ・平成27年度より、区市町村による計画的な空き家の利活用等を促進することを目的として、空き家利活用等区市町村支援事業を他の都道府県に先駆け実施

### 【補助対象】

- ①空き家の実態調査
  - ②空き家対策計画の作成
  - ③空き家を高齢者、障害者、子育て世帯などに賃貸するため、所有者等が行う改修
- ・平成28年度から、
    - ④空き家を地域の活性化に資する施設として活用するために行う改修
    - ⑤公的跡地利用時の除却費等
    - ⑥専門家を活用した相談体制整備に対しても補助対象とするよう拡大した。

## 現状の評価・課題

### 【評価】

- ・区市町村においては、空き家の実態調査や空き家対策計画の作成に取り組みつつあり、今後は改修補助も積極的に利用し、空き家の利活用を進めていく必要がある。
- ・改修補助のうち、地域活性化施設としての利用はリスクも伴い、確実な採算性が見込まれるものではないため試行的に行われることも多く、区市町村からは、10年間、当初の目的での使用が義務付けられているため、条件が厳しいとの声がある。

### 【課題】

- ・10年間、当初の目的での使用を義務づけていることが、本事業活用にあたってのハードルの一つとなっており、区市町村の空き家活用の取組を促進させるために、都の補助制度を弾力化し、利用しやすいものとする必要がある。

## 改革の方向性

- ・空き家の支援メニューは区市町村の計画的な空き家の利活用を促進させることを目的としており、空き家の所有者等の実情を踏まえ、利用しやすいものとする。
- ・区市町村に対して行政目的での空き家利活用及び民間による空き家利活用の実態について調査し、利用しやすい制度・運用を検討していく。

# 新たに定める都市高速道路の計画策定プロセスの構築

## 事業概要・現状

- 首都圏の高速道路は、交通渋滞の解消や環境改善、災害時の緊急輸送・迂回機能の確保など、その整備効果は多岐にわたり、かつ広く首都圏全体に及ぶことが期待される。
- このため、都市計画が定まっていない外環（東名高速～湾岸道路間）の早期具体化とともに、10号練馬線や多摩新宿線、第二湾岸道路などについても、関係機関と連携し調査検討を進める必要がある。
- こうした都市高速道路の整備は大規模な事業となるため、検討の初期段階から地域住民の理解と協力を得ながら進める必要がある。

## 現状の評価・課題

### 【評価】

- 外環（関越道～東名高速間）の地下化に当たり、都は国とともに、検討の初期段階から住民・関係者等の意見を幅広く聴きながら検討し、検討開始から事業化まで10年以上を要した。
- 国土交通省は、「構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン」を定めており、詳細は全国画一的に運用するのではなく、地域の状況等に応じた柔軟な運用を行うことが必要としている。

### 【課題】

- 東京の都市高速道路は、整備効果が高く広域に及ぶため、早期整備を求める声強い一方、東京の市街地は高密度であるため、計画の影響を受ける地域住民等が多数となる。
- このような東京の地域特性を踏まえ、新たに定める都市高速道路については、早期具体化に資する円滑な合意形成の方法を検討する必要がある。

## 改革の方向性

- 外環（東名高速～湾岸道路間）の計画策定の過程で得られる知見をもとに、新たに定める都市高速道路の計画策定プロセス（検討手順、住民・関係者等の意見把握の方法等）を東京都版のガイドラインとして取りまとめ、計画策定プロセスの透明性や客観性を向上させる。

## 事前復興の更なる取組

### 事業概要・現状

発災時に、住民や行政が連携して円滑な復興を進めるためには、平常時からの防災施策に加えて、復興に向けた準備である「事前復興」が有効である。

事前復興により、被害の程度が軽減され、復興に要する時間も短縮できるという効果があるため、都では、復興手順を示す「震災復興マニュアル」を整備し、マニュアル習熟のための訓練等を行っている。

### 現状の評価・課題

- ・阪神・淡路大震災を契機に、全国に先駆けて平成9年度にマニュアルを整備し、復興の主体となる区市町村職員を対象として、復興手順の習熟等を目的に平成10年度から復興まちづくり計画作成等の訓練を行っている。
- ・東日本大震災を契機に平成25年度に制定された法律により、区市町村の要請で都市計画の事務を都が代わりにできる特例が設けられ、その旨を平成27年度にマニュアルに反映している。
- ・これまで都職員は区市町村職員と連携して家屋被害等の情報連絡訓練は行ってきたが、法制定に対応した都職員自身の復興まちづくり計画策定等の訓練が必要となった。
- ・被災時の取組を確認するためには、区市職員と地域住民が連携した訓練が必要だが、実例は少ない。

### 改革の方向性

- ・都職員の都市復興実務能力の向上を目指し、区市町村と連携し、従来の訓練に加え、適正な復興執行体制の確立に向け、広域的な視点からの事業立案や調整を行う訓練を今年度から実施するなど、復興手順の円滑化を図る。
- ・区市町村職員を対象に、地域住民も参加する訓練の企画立案やその運営方法を習得できるように今年度から「復興まちづくり実務者養成訓練」を実施し、支援
- ・来年度以降、規模の拡大や内容の充実等、より一層効果的な訓練を行っていく。

#### 【具体的取組】

- ・都職員向けの「都市復興訓練」の実施  
事業立案(都施行事業を含む復興まちづくり計画案の作成)  
広域調整(区市町村の境界部での各種調整)等
- ・区市町村職員向けの「復興まちづくり実務者養成訓練」の新設  
対象地区選定、実施方針・内容等の作成、企画書の発表

#### 【スケジュール】

- ・平成28年度 都職員向けの「都市復興訓練」を市街地整備部内で実施  
区市町村職員向けの「復興まちづくり実務者養成訓練」の開始
- ・平成29年度 都職員向けの「都市復興訓練」を局内に拡大して実施  
「復興まちづくり実務者養成訓練」受講の区市町村職員が地域住民と訓練を実施
- ・以降、首都直下地震等の被災に備え、各種の訓練を継続実施

# 建築物の耐震化の推進

## 事業概要・現状

- ・ 建築物の耐震化を推進するため、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断義務化、診断・改修費用の助成など積極的な施策展開を行っている。
- ・ 普及啓発の取組としても、都民が耐震化を進めていく上で必要な情報を耐震ポータルサイトで発信するとともに、年2回、耐震キャンペーンを実施し、都民に対して意識啓発を行っている。

## 現状の評価・課題

### 【評価】

- ・ 特定緊急輸送道路沿道建築物における現在の耐震化率(平成28年6月時点)は81.9%であり、平成31年度末までに目標値である耐震化率90%に向け、耐震改修等に対する助成などによる支援を通じて耐震化を加速させる必要がある。
- ・ 住宅における現在の耐震化率(平成27年3月時点)は83.8%であり、目標(平成32年度末までに耐震化率95%)の達成のためには、都民に対する意識啓発を積極的に進め、耐震化のペースを早めていく必要がある。

### 【課題】

- ・ 耐震化を促進するためには、財政的な支援制度に加え、建物所有者に対する意識啓発をこれまで以上に積極的に行い、社会全体で耐震化の機運を高める必要がある。
- ・ 耐震ポータルサイトは、耐震化施策に関する情報を集約して掲載しており、これらの情報を都民への啓発に生かす必要がある。
- ・ 耐震化も防災対策の一つであり、耐震キャンペーンの一環で実施している展示会において、不燃化対策など他の防災対策とも連携して取り組むことにより相乗効果を発揮させ、都民の防災意識を高める必要がある。

## 改革の方向性

- ・ 都民がより容易に、耐震施策や関連する防災施策に関する情報を総合的に入手できるようにする。
  - 耐震ポータルサイト
    - ・ 「耐震改修の仕方」や「助成制度の内容」など都民が知りたい情報を目的別に整理するなど分かりやすいように改善するとともに、事業の理解が得られるよう根拠などの情報を提供していく。
  - 展示会
    - ・ 展示会に来場する都民は、耐震化の取組だけでなく不燃化の取組など他の防災対策についても知りたい場合が多い。このため、耐震化施策以外のパネルなどの展示も行っていく。

# 少子高齢化に対応した都営住宅関連の取組

## 事業概要・現状

- ・ 都営住宅の管理は、入居者の募集、使用料の決定・徴収、居住者の指導、高額所得者等に対する措置、土地・建物の管理など
- ・ 都営住宅を真に住宅に困窮する者に的確に供給するため、これまでも、若年ファミリー世帯向けの期限付き入居制度の導入や法的措置による滞納整理の推進、高額所得者に対する立ち退き請求、暴力団員の排除など、適宜管理制度・運用の見直し等を実施
- ・ 窓口業務の一元化、巡回管理人制度の導入など、居住者サービスの向上とともに、効率的運営を図るための取組も導入

## 現状の評価・課題

### 【評価】

- ・ これまで少子高齢社会への対応として期限付き入居を導入するなど、管理制度上、国に先駆けた様々な取組を実施
- ・ 使用承継制度は二度にわたり制度を改正し、全国でも最も厳格な運用
- ・ これらの取組により、社会経済状況の変化に対応するとともに、真に住宅に困窮する者に対し、都営住宅を的確に供給するよう努めてきた。

### 【課題】

少子高齢化の進展に伴い、様々な課題が生じている。

- ① 自治会の役員等が高齢化し、草刈りや公共料金の徴収など共用部分の自主管理が困難となってきている。
- ② 若年ファミリー世帯層を対象とした少子化対策の役割も求められている。
- ③ 駐車場の利用率が低下し、空き区画が増加

## 改革の方向性

少子高齢化に伴う課題に対応して、管理の弾力化や既存施設の有効活用を図る。

- ・ 共用部分の管理を都が実施し、必要な費用を共益費として住宅使用料とともに都が徴収
- ・ 都心部など利便性の高い住宅を若年ファミリー世帯向けに提供
- ・ 地域開放の促進、コインパーキングの設置、駐車区画のワイド化等、駐車場利用の促進